

令和7年度食品ロス削減啓発事業（福岡工コ運動）広報等業務委託

提案競技実施要項

【資料】

- 資料1 事業提案書等作成要領
- 資料2 基本仕様書
- 資料3 提案・審査項目表

【様式】

- 様式1-1 提案参加申込書
- 様式1-2 委任状
- 様式1-3 誓約書
- 様式1-4 役員名簿
- 様式1-5 財務諸表（個人用）
- 様式2 提案参加辞退届
- 様式3 提案競技に関する質問書
- 様式4 同種または類似業務の実績表

この提案競技実施要項は、令和7年度食品ロス削減啓発事業（福岡エコ運動）広報等業務委託の相手方候補を選考するための提案について、留意すべき事項を定めたものである。

提案競技への参加を希望する事業者（以下「提案者」という。）は、以下の事項を深く理解し、提案を行うこと。

1 名称

令和7年度食品ロス削減啓発事業（福岡エコ運動）広報等業務委託

2 目的

福岡市内の飲食店、宿泊施設及び食品小売店等（以下、「飲食店等」という。）における外食や宴会での食べ残し、過剰発注による売れ残り等によって生じる食品ロスの削減を目的とする。

食品ロス削減に関する広報を行うとともに、食品ロス削減に取り組む福岡エコ運動協力店（以下、「協力店」という。）の認知度向上と市民の利用促進につながる効果的な企画・運営を行う。

また、協力店の新規拡大と登録内容の確認等を行う。

なお、食品ロス削減啓発事業（福岡エコ運動）に関する、これまでの取組については、福岡市環境局のホームページを参照すること。

○福岡エコ運動の概要

○福岡エコ運動協力店（ロスせんバイ！福岡エコ運動協力店）



3 履行場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

環境局循環型社会推進部ごみ減量推進課

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 総事業費

10,800千円以内（上限金額、消費税及び地方消費税を含む。）

6 委託内容

資料2「基本仕様書」のとおり

7 提案内容

以下の項目について、具体的に「事業提案書」に記載すること。

作成にあたっては、資料1「事業提案書等作成要領」、資料2「基本仕様書」、資料3「提案・審査項目表」を参照すること。

- (1) コンセプト
- (2) 業務内容
 - ① 福岡エコ運動協力店の拡大・情報整理等
 - ② 広報・啓発活動
 - ③ ウェブサイト「ロスせんバイ！福岡エコ運動協力店」の活用
 - ④ 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の周知
 - ⑤ アンケートの実施
- (3) その他の提案業務
- (4) 業務遂行体制
- (5) 費用

8 特記事項

- (1) 「6 委託内容」を実施するために必要な経費は、すべて「5 総事業費」に含まれるものとして見積書に記載すること。
- (2) 制作にあたって利用するデザイン・写真・音楽・人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、提案者において処理することを前提に提案すること。
- (3) 複数の提案は認めない。

9 参加資格

この提案競技に参加できるのは、次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を全て満たす者に限る。複数の団体で構成する共同事業体として参加する場合は、共同事業体の全ての構成員が以下の参加資格を全て満たしていなければならない。また、共同事業体として参加する場合は、他の共同事業体の構成員及び単独での提案者になることはできない。なお、応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は、原則として認められない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3) この提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 福岡市内に本社、支店または営業所等を有すること。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

10 提案競技スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年3月31日(月) |
| (2) 説明会 | 令和7年4月11日(金) 10時 |
| (3) 質問締切 | 令和7年4月16日(水) 17時 |
| (4) 質問回答 | 令和7年4月21日(月) |
| (5) 申込締切 | 令和7年4月25日(金) 17時 |
| (6) 辞退届提出 | 令和7年5月9日(金) 17時 |
| (7) 提案締切 | 令和7年5月16日(金) 17時 |
| (8) 審査(プレゼンテーション) | 令和7年6月上旬予定 |
| (9) 審査結果通知 | 令和7年6月中旬予定 |
| (10) 契約締結 | 令和7年7月1日(火) 予定 |

11 説明会

- (1) 日 時：令和7年4月11日(金) 10時00分～(1時間程度を予定)
- (2) 場 所：アクロス福岡6階 602会議室(福岡市中央区天神一丁目1番1号)
- (3) 注意事項

- ① 説明会での質疑応答については福岡市ホームページに掲載する。
- ② 説明会当日は実施要項等のホームページ掲載資料は配布しないので、各自持参すること。
- ③ 説明会への出席は、必ず事前に参加申込を行うこと。
- ④ 説明会への参加は、本提案競技参加における必須要件ではない。

※説明会に参加する場合は、4月10日(木)16時までに以下のとおり電子メールで申し込むこ

と。

【件名】【食品ロス削減提案競技】説明会・会社名

【本文】会社名、所在地、出席者氏名（全員分）、連絡先（電話番号）

【送付先】gomigenryo.EB@city.fukuoka.lg.jp

12 質疑

提案を行うにあたり、疑義が生じた場合は令和7年4月16日（水）17時までに、「提案競技に関する質問書（様式3）」に記載の上、電子メールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。電子メール件名は「【食品ロス削減提案競技】質問・会社名」とすること。なお、質問に対する回答は、令和7年4月21日（月）に福岡市ホームページに掲載する。

福岡市ホームページ>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

13 参加申込

（1）提出期限・提出方法

令和7年4月25日（金）17時までに郵送（必着）または持参すること。

郵送・持参先は「21 問い合わせ先」を参照すること。

（2）提出書類

① 提案参加申込書（様式1-1）

注1）共同事業体で申し込む場合は、代表者を決定し、「共同事業体協定書」及び「共同事業体構成団体一覧」を作成すること（書式は自由）。なお、代表者が書類を取りまとめて提出すること。

② 登記事項証明書（法人の場合）

注1）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注1）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注2）法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注3）身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1）福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥ 委任状(様式1-2)

注1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式1-2により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書(様式1-3)

注1) 様式1-3に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入すること。

⑧ 役員名簿(様式1-4)

注1) 様式1-4に、代表者及び役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2) 個人の場合は、様式1-5をもとに作成のうえ提出すること。

(3) 提出部数

各1部

(4) 留意事項

- ・上記(2)②~⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。
- ・「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案競技の公示日又は提案競技参加申込期限日が含まれている者にあつては、②~⑨の提出を免除する。
- ・プレゼンテーションの順番は、市で抽選により決定する。
- ・参加申込受付後に、提案者記号(A社、B社など)を通知する。

14 参加辞退

参加を辞退する場合は、令和7年5月9日(金)17時までに、「提案参加辞退届(様式2)」を提出すること。

15 事業提案書等の提出

(1) 提出期限・提出方法

令和7年5月16日（金）17時までに、郵送（必着）又は持参すること。

郵送・持参先は「20 問い合わせ先」を参照すること。

電子データについては、PDF形式にして電子メールで提出すること。

電子メールの件名は、「【食品ロス削減提案競技】提案書・会社名」とすること。

※電子データのサイズが計20MBを超える場合は、メールを複数回に分けて送付する、またはデータ転送サービス等を利用して提出すること。

（2）提出書類

- ① 事業提案書
- ② 見積書
- ③ 同種または類似業務の実績表（様式4）

※実績がない場合も「該当なし」と記載して提出すること。

（3）提出部数

正本1部、副本5部 ほか、副本の電子データ

（4）その他

- ① 資料1「事業提案書等作成要領」に従うこと。
- ② 提出書類に不備がある場合は受付できないことがある。
- ③ 提出期限までに書類の提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとする。

16 審査（プレゼンテーション）

事業提案書等を提出した提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行う。プレゼンテーションの詳細な日時・場所は、事業提案書提出後に、提案者へ電子メールで通知する。

なお、参加申込が多数の場合は、事業提案書による書類審査を実施する場合がある。

（1）審査日程

- ① 日 時：令和7年6月上旬（予定）
- ② 場 所：福岡市庁舎及び周辺会議室（予定）
- ③ その他：提出された事業提案書をもとに説明すること。既に提案済みの内容を補足する資料は使用可能だが、新たな提案は認めない。プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。その他必要な機材等あれば担当者で用意すること。

（2）審査方法

資料3「提案・審査項目表」に基づき、選定委員会で審査し、最も得点の高い提案者を最優秀提案者として契約相手方候補とする。最高得点者が複数の場合は、審査員が協議のうえ決定する。

※評価点が6割に達しない場合は、最優秀提案者とししない。

※提案者が1社の場合、選定委員会における評価点が6割以上であれば、最優秀提案者として決定する。

（3）審査結果

令和7年6月中旬（予定）

提案者全員に電子メールで通知するほか、最優秀提案者については、福岡市のホームページに掲載する。なお、審査結果に関する質問には回答しない。

17 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、審査委員等に対する不正な行為が認められた場合、または、事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とする。

18 契約

最優秀提案者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行なったうえで、契約手続きを行う。なお、協議において提案内容の一部に変更を求めることがある。

最優秀提案者との契約が成立しない場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。

19 その他留意事項

- (1) 本提案競技に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の書類の差し替え、修正、追加等は認めない。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提案デザインは未発表かつ自作のものに限る。
- (5) 本資料を他の目的のために使用することを禁止する。
- (6) 事業提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とする。
- (7) 本委託業務の全部又は主な部分を第三者に再委託することを禁止する。
- (8) 採用された提案書等の著作権は福岡市に帰属する。
- (9) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
- (10) 提出された提案書等は、福岡市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (11) 本提案競技は最優秀提案者の決定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (12) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項については別途協議のうえ福岡市が定める。

20 問い合わせ先

福岡市環境局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

TEL：092-711-4039 FAX：092-711-4823

E-mail：gomigenryo.EB@city.fukuoka.lg.jp

※持参書類の受付時間は9時～17時（土・日・祝日を除く）